

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
福島県南会津郡下郷町
- 2 地域再生計画の名称
戸石川流域農山村再生計画
- 3 地域再生計画の取組を進めようとする期間
認定を受けた日から約5年
- 4 地域再生計画の意義及び目標

本町の国勢調査による人口推移は、平成2年の8,537人から平成7年には5,866人減少する7,951人となっている。さらに平成12年では7,579人となり、この10年間の減少率は10%(958人)を超える状態にある。その老年人口は31.8%という超高齢社会となり、同時に地域の「にぎわい」をイメージする年少人口の減少にもつながっている。人口の減少は就業形態にも影響を及ぼし、特に農山村の原風景の象徴ともいべき田畑の耕地面積をみると、平成2年の1,067haから平成7年には928ha、平成12年には887haという減少の一途をたどり、結果的に田畑の荒廃を招くものとなっている。

一方で、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている大内宿を中心に、町内には年間100万人の観光客が訪れている。しかしその多くは一過性となる日帰りであり、観光産業以外への経済的效果は充分とはいえないのが現状である。このため、より広い範囲で波及効果が期待される滞在型の受け入れ体制を確立することが急務となっている。

これらの状況から、地域住民とふれあいながら滞在する「交流人口」に着目し、その手法として補助金で整備された廃校予定の戸赤分校の転用を図り、地元の戸赤区が管理運営する宿泊のできる体験型交流施設として改修整備するものである。管理を委託することで、その運営面において区民の自主性が発揮されることとなり、宿泊できる施設にすることで、より深い交流の実現が可能となる。分校という印象を大切にすることから、主に児童・生徒を対象に考え、一クラス編成40人という学級そのものを当該施設に受け入れることができる改修内容を考えている。

ここを拠点に、地域に埋もれた農山村資源を再活用した木地体験、炭焼き体験、農業体験などを通じて、地域住民と都市を中心とした来校者たちがふれあう、にぎわいと活力ある農山村地域の再生を目指す。初年度は夏休み約一月の期間に重点を置き、利用者の最低目標延べ人数を約1,000人に置く。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

宿泊交流施設（収容人員約40人）として整備することで、まず食事の提供が生じる。これには地元での雇用が必要となり、賄い材料も地域の米、山菜、川魚を始め、郷土食として守られてきた「しんごろう」や「ザクザク」などの食文化も日の目をみることとなる。

体験交流では、これまで培ってきた農業や林業を中心とした住民の人材と知恵が生かされ、それが体験料金として収入となる。体験の場となる土地（耕作放棄地の田116ha、耕作放棄地の畑130ha、山林150ha）そのものの利活用も図られることで、農山村の原風景を守り伝えることにつながるものである。

交流は、にぎわいの失った地域にとっての新たな生きがいの享受となり、暮らしへの誇りを持つことにつながる。農山村の生活を満喫した来校者へは、自分の「ふるさと」としての実感をもたらす相乗効果も期待できる。

現在の町内における交流は、横浜市保土ヶ谷区の子供たち約60人（16年度予定、経費約130万、キャンプ場でテント宿泊）が二泊三日で隔年に訪れているというものだったが、新たな施設が加わることで、キャンプ場と施設を併用した利用も可能になるなど、より充実した交流が展開される。施設を拠点とした交流人口がもたらす経済は、最終的に管理運営を行う「戸赤行政区」に還元されることから、これらを原資として持続的、継続的な展開が可能となり、その効果も地域一帯へ波及される見込みである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業
該当なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
該当なし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県南会津郡下郷町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

過疎化、高齢化は農山村の原風景の荒廃を招き、それに伴う少子化は地域の「にぎわい」を奪っている。また就業形態にも影響を及ぼし、特に農山村の原風景の象徴ともいべき田畑の耕地面積は減少の一途をたどり、結果的に田畑の荒廃を招いている。

このため、「現住人口」に固守しない、「交流人口」に着目した施策の展開が必要となっている。その手法として補助金で整備された廃校予定の戸赤分校の転用を図り、地元の戸赤区が管理運営する宿泊のできる体験型交流施設として改修整備するものである。管理を委託することで、その運営面において区民の自主性が発揮されることとなり、宿泊できる施設にすることで、より深い交流の実現が可能となり、長く地域のファンとなる交流人口を獲得するものである。

ここの交流施設を拠点に、地域に埋もれた農山村資源を再活用した木地体験、炭焼き体験、農業体験などを通じて、地域住民と都市を中心とした来校者たちがふれあう、にぎわいと活力ある農山村地域の再生を目指している。

交流人口がもたらす経済は、最終的には人材や食材を提供する地元還元されることから、これらを原資として持続的、継続的な展開が可能となり、その効果も地域一帯へ波及される見込みである。

- ・取組に関与する主体 福島県南会津郡下郷町
- ・取組が行われる場所 下郷町立檜原小学校戸赤分校
- ・取組の実施期間 認定を受けた日から約5年
- ・取組により実現される行為や整備される施設
戸赤分校改修～トイレ増設、浴室・調理室・事務室設置、教室の宿泊用改修
- ・当該支援措置に係る地方債の内容等
 - 地方債の名称 ～ 義教債（戸赤分校改築事業）
 - 借入先 ～ 大蔵運用部
 - 借入金額 ～ 64,200,000円
 - 借入年月日 ～ 平成4年5月27日
 - 償還方法等 ～ 3年据え置き、半年賦元利均等償還、年利率5.5%
 - 償還期限 ～ 平成4年9月25日～平成24年3月25日
 - 平成16年度末現在未償還残高 ～ 33,676,117円

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県南会津郡下郷町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

過疎化、高齢化は農山村の原風景の荒廃を招き、それに伴う少子化は地域の「にぎわい」を奪っている。また就業形態にも影響を及ぼし、特に農山村の原風景の象徴ともいべき田畑の耕地面積は減少の一途をたどり、結果的に田畑の荒廃を招いている。

このため、「現住人口」に固守しない、「交流人口」に着目した施策の展開が必要となっている。その手法として、補助金で整備された戸赤分校の転用を図るものである。分校は現在休校中であり、平成16年度末には統合されることから、16年度末をもって廃校とし、町の「体験施設」としての設置条例を新たにつくり転用手続きを進める計画である。

分校は平成3年度に完成（校舎改築による国庫補助事業、補助金額40,830千円）した比較的新しい木造校舎で、多少の改築により有効利用ができる施設であること。また、一度に大勢の人数を受け入れることができる規模の大きさもあり、この地域での多様な活動を展開する拠点にふさわしい施設となっていることなどから、地元の戸赤区が管理運営する宿泊のできる体験型交流施設として改修整備するものである。管理を地元の戸赤区へ委託することで、その運営面において区民の自主性が発揮されることとなり、宿泊できる施設にすることで、より深い交流の実現が可能となり、長く地域のファンとなる交流人口の獲得も容易となる。

ここの交流施設を拠点に、地域に埋もれた農山村資源を再活用した木地体験、炭焼き体験、農業体験などを通じて、地域住民と都市を中心とした来校者たちがふれあう、にぎわいと活力ある農山村地域の再生を目指している。

交流人口がもたらす経済は、最終的には人材や食材を提供する地元還元されることから、これらを原資として持続的、継続的な展開が可能となり、その効果も地域一帯へ波及される見込みである。

- ・取組に關与する主体 福島県南会津郡下郷町
- ・取組が行われる場所 下郷町立榎原小学校戸赤分校
- ・取組の実施期間 認定を受けた日から約5年
- ・取組により実現される行為や整備される施設
戸赤分校改修～トイレ増設、浴室・調理室・事務室設置、教室の宿泊用改修